

特別徴収切替届出(依頼)書

令和 N年7月1日 提出 (宛先) 行田市長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) 〒361-8601 行田市本丸2-5	特別徴収義務者 指定番号	新規の場合、納入書(要・不要)	
			フリガナ ミズシロカブシキカイシャ ギョウダシテン	担当者 連絡先	係 人事課 給与係	
			名称(氏名) 水城株式会社 行田支店	氏名 行田 一郎	電話 048-556-1111	
			代表者の職氏名 行田 太郎	法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
			フリガナ オシ ジロウ	旧姓		
給与 所得者	氏名	忍 二郎	普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ○ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
	受給者番号		特別徴収 開始予定月	9 月分 (10 月 10 日納期分) から特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成 30 年 1 月 1 日	届出理由	1. 入社 2. その他()		
	1月1日現在の住所	〒361-0000 行田市本丸10-20	月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 7 月 30 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 同上				

現在、あるいは今までに行田市にて特別徴収を行ったことがある事業所様は、指定番号を記載してください。

当該年度、行田市での特別徴収が新規の場合は「要・不要」に○をつけてください。
当該年度、既に行田市にて特別徴収を行っている場合は、変更後の納入書は発行しませんので、変更前の納入書を納入書裏面を参照し、訂正

普通徴収は1年間の住民税を4期に分けて納付する方法です。行田市における納期限は、6月末・8月末・10月末・12月末となっております。この納期限を過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができませんのでご注意ください。また、開始月については、申請から通知を出すまでの期間等の都合から、申請月の2ヶ月後でお願いします。

変更・決定通知書の送付は、市役所が申請書を受け付けた月の翌月上旬となります。事業所様の給与事務の関係上、通知書発送前に税額及び指定番号を把握されたい場合は、ご記入ください。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。) ※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部税務課